

神戸市下水道条例施行規則の一部改正について(概要)

1. 改正の趣旨

福祉施策の一環として、民間の社会福祉施設のうち、神戸市下水道条例施行規則（昭和 50 年 11 月規則第 70 号）で定めるものについて、下水道使用料を減免しています。

この度、新たな政策課題に対応した施策・事業を積極的に展開するために行った事務事業の見直しの一環として、受益と負担の適正化を図るため、下水道使用料の減免規定の見直しを行います。

また、神戸市下水道条例（昭和 50 年 10 月条例第 40 号）の改正に伴い、下水道使用料納入通知書裏面の下水道使用料体系表を削除し、様式を見直します。

そのため、神戸市下水道条例施行規則の一部改正を行います。

2. 改正の概要

神戸市下水道条例施行規則第 20 条第 1 項第 2 号の各施設（全て保健福祉局所管の民間社会福祉施設及び事業所）について、3 割相当額の減額を廃止します。（神戸市下水道条例施行規則第 20 条第 1 項第 2 号を削り、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰上げます。）

神戸市下水道条例施行規則の様式第 12 号（下水道使用料納入通知書）を改めます。

(参考) 神戸市下水道条例施行規則第 20 条第 1 項第 2 号に定める施設

- ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する保護施設（医療保護施設を除く。）
- イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センターであって、社会福祉法人が経営するもの
- ウ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム（以下「老人デイサービスセンター等」という。）を除く。）であって、社会福祉法人が経営するもの
- エ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設であって、社会福祉法人が経営するもの
- オ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業に係る施設（ア、ウ及びエに掲げる施設、老人デイサービスセンター等、同条第 3 項第 9 号に規定する事業に係る施設、児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設（イに掲げる施設を除く。）並びに売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設を除く。）であって、社会福祉法人が経営するもの
- カ 更生保護事業法施行規則（平成 8 年法務省令第 25 号）第 1 条第 4 項に規定する更生保護施設、同条第 5 項に規定する一時保護事業所及び同条第 6 項に規定する連絡助成事業所

3. 施行期日(予定)

令和2年4月1日

※令和2年4月使用分から施行対象とします。